

工場・事業所などを新設・増改築されたみなさんへ ～郡上市工場等設置奨励金制度のご案内～



郡上市では産業の振興と雇用の拡大を図るため、市内に工場・事業所等を設置される会社等を対象に奨励金を交付しています。なお、平成30年3月31日までは、人数要件が下記のとおり緩和されています。

<p>対 象 業 種</p>	<p>▼製造業…日本標準産業分類・大分類Eの製造業 ▼卸売・小売業…日本標準産業分類・大分類Iの卸売・小売業（市内に住所を有する者） ▼飲食店・宿泊業…日本標準産業分類・大分類Mの飲食店・宿泊業（市内に住所を有する者） ※ただし、遊興飲食店を除く ▼サービス業…日本標準産業分類・大分類Rのサービス業 ※公共的団体等は交付対象とはなりませんので、ご注意ください。</p>
<p>対 象 事業所</p>	<p>① 新設… ●事業用設備の固定資産税評価額の合計が 3,000万円 以上 ●常時雇用する従業員が 3人 以上（平成30年3月31日まで） ② 増設または改築… ●事業用設備の固定資産税評価額の合計が 1,500万円 以上 ●新たに雇用する従業員が 1人 以上（平成30年3月31日まで） ※従業員とは、個人事業主および家族従業員を除き、社会保険に加入し市内に住所を有する人をいいます。 ※新たに雇用する従業員が1人以上とは、増設または改築前の従業員総数に対する増員数をいいます。</p>
<p>設 置 形 態</p>	<p>▼工場等の設置とは、事業を行うための工場・事業所・従業員寮（4戸以上の集合住宅）（償却資産、家屋、土地）の「新設」「増設」「改築」をいいます。 「新 設」 ●市内に工場等を持たない方が、新たに市内に工場等を設置することです。 ●市内に工場等を持つ方が、現在の事業とは異なる業種の工場等を市内に設置することです。 「増 設」 ●市内に工場等を持つ方が、同じ業種の工場等を市内に設置することです。 ●市内に工場等を持つ方が、現在の敷地内の工場等を拡充することです。 「改 築」 ●市内に工場等を持つ方が、既設の工場等を取り壊し新たにつくりかえることです。</p>
<p>奨励金の内容</p>	<p>▼工場等設置奨励金…新設等の事業用設備の固定資産税相当額を操業開始後、初めての固定資産税の納付から3年間交付します。 ※事業用設備とは、事業を行うための償却資産、家屋、土地をいいます。 ※奨励金は固定資産税（対象物件分）に相当する額とします。</p>

※問い合わせ…商工観光部商工課 TEL67-1808